

保険 WG50-3

保険仲立人制度の現状と課題

資料

日本保険仲立人協会

2. 主要国の保険ブローカー及び保険代理店の現状(1)

	ベルギー	オランダ	ドイツ	イギリス	フランス	イタリア	スペイン	チェコ	スロバキア	ハンガリー	ポーランド
代理店	8,160	6,665	不明	16,420 (注1)	12,234	9,719	不明	1,952	493	約40,000	約35,000
ブローカー	9,137	1,905	約2,000		9,574	1,024	約3,000	108	23	約400	約1,600

(注2)

サブ代理店 : 7,501
銀行系代理店 : 4,300

(注1)

- * 2006年末現在の数。
- * 約8,520社 --- 保険ブローカー、及び他の保険代理業者。
- * 約7,900社 --- 独立したファイナンシャルアドバイザーとして、二次的に保険に従事している数。
- * 企業物件の80%強が保険ブローカーの扱い。
- * FSA (Financial Services Authority)は金融商品のトラブルから消費者を守る活動を行っており、保険仲介業者に対しても保険内容や、保険付保されていないリスク(Risks not insured)等について保険契約者に正確に表示することを義務付けている。

(注2)
ドイツでは、EU Directiveの2005年の法制定を受け、2007年5月、保険仲介業者 (Insurance Intermediaries)に関する規定が制定された。これにより保険仲介業は登録制となり、遅くとも2009年1月1日までの移行期間に、登録手続きが必要。登録自体は、申請許可制のためさほど困難ではなく、ある程度の業務歴と実績があれば取得できている。この登録規定に加え、最近のドイツ保険契約法の改定によって、更に契約者に対する引受開始前の証券情報開示、説明責任など、保険仲介業者にはこれまでになかった追加業務が義務付けられている。

引用先
損害保険事業研究所-特別講座
2008年7月24日 岸部正寿

日本の保険市場規模

損保・募集形態別保険料シェア

(十億円 %)

	代理店扱		保険仲立人扱		直扱	
	保険料	シェア	保険料	シェア	保険料	シェア
1999年	8,654.0	91.0	11.0	0.1	850.0	8.9
2001年	8,426.0	91.5	17.0	0.2	762.0	8.3
2003年	8,533.0	92.9	16.0	0.2	633.0	6.9
2005年	8,405.0	92.8	21.0	0.2	631.0	7.0
2007年	8,178.0	93.0	25.0	0.3	588.0	6.7

代理店数推移

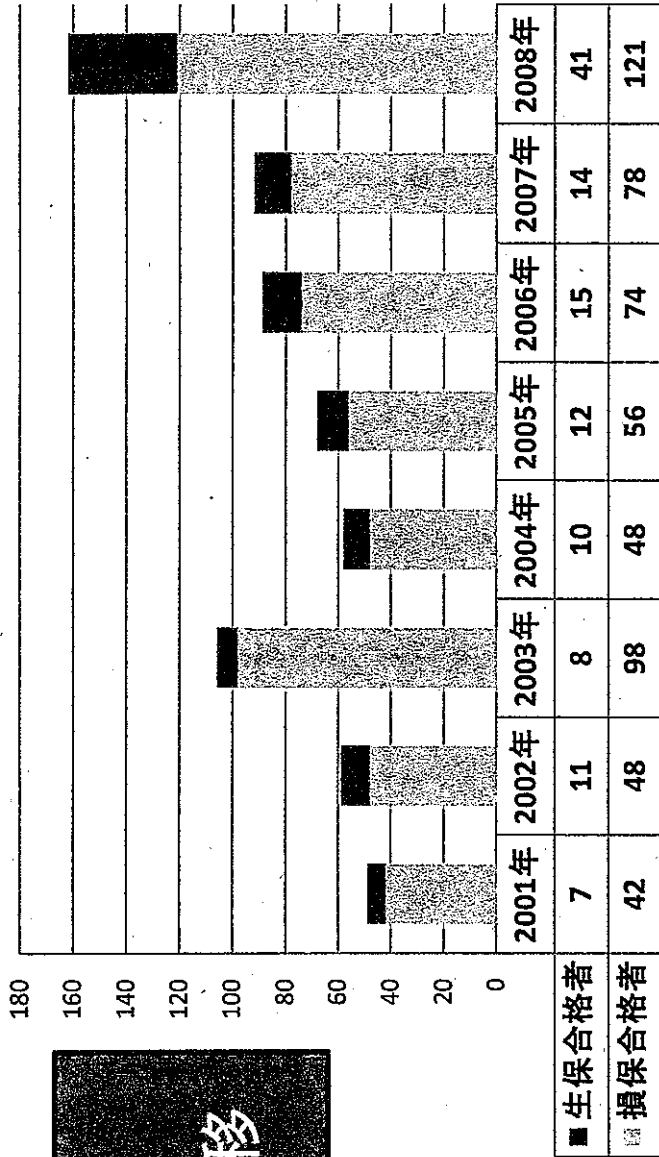
	1999年	2001年	2003年	2005年	2007年
代理店数	571	342	306	267	236
専業	73	59	51	43	39
副業	498	284	255	223	197
専属	439	262	241	209	183
乗合	132	81	65	65	53

(千店)

登録仲立人会社数の推移

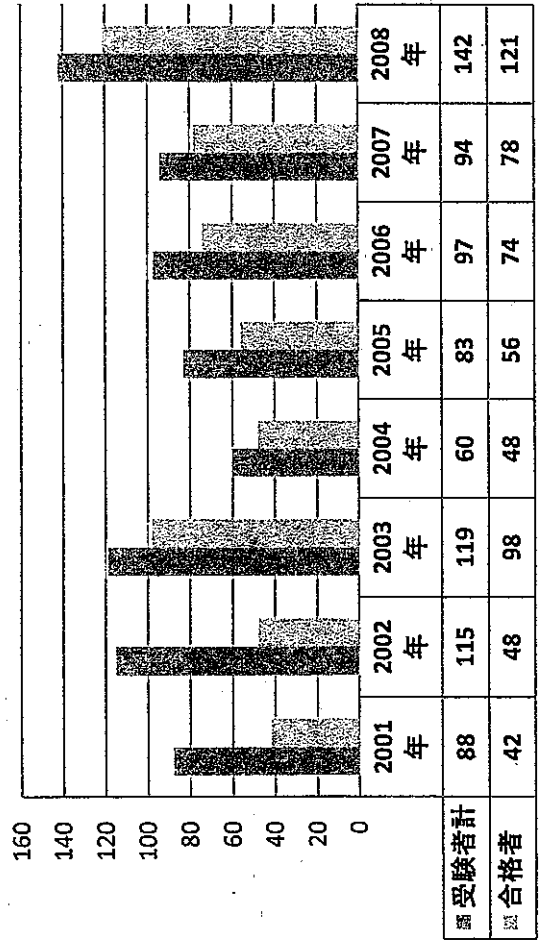
	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
新設	20	29	7	6	4	4	1	0	1	1	2	1	0
統合・廃業	0	0	▲1	▲4	▲6	▲9	▲6	▲6	▲2	▲3	▲4	▲2	0
期末社数	20	49	55	57	55	50	45	39	38	36	34	33	33

保険仲立人試験合格者数

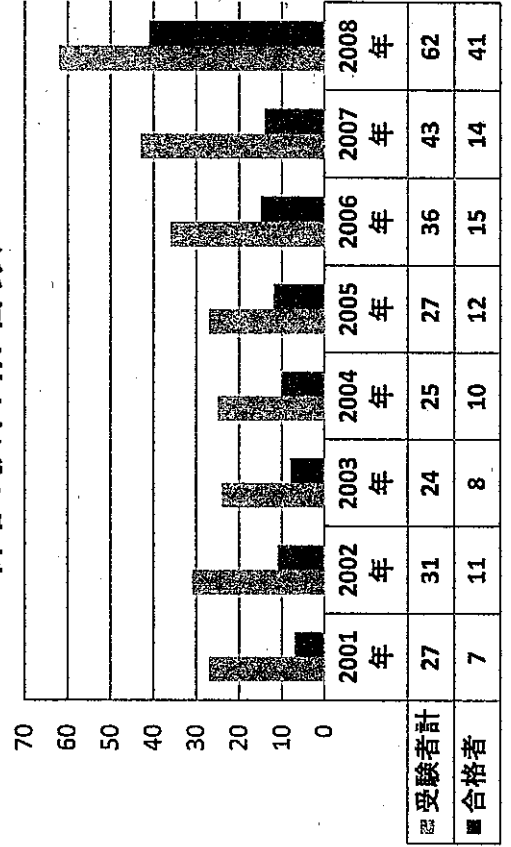


保険仲立人試験
受験者・合格者数の推移

損保試験合格者数



生保試験合格者数



平成 年 月 日

顧 客 各 位

(保険仲立人)

名 称 等:

登 録 番 号:

住 所:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

自己の立場に関する事項について

1. 本書面について

本書面は、弊社の立場を正しくご理解頂くため保険業法によりその交付が義務づけられているものです。従って、本書面に記載された事項は大変重要ですので、必ずお目通しいたごき、内容を充分にご理解下さるようお願い申し上げます。

2. 弊社の立場について

(1) 弊社は保険業法に基づいて登録を受けた保険仲立人です。

(2) 弊社の業務内容

①弊社は、貴社と保険会社の間で立って貴社の保険についての要望に沿った保険商品を手
できるよう尽力いたします。

②弊社は、貴社が保険会社との間で締結する保険契約の仲介（保険についてのアドバイス、
保険内容についての交渉、保険会社の斡旋、保険契約の締結手続又は保険契約の維持・管
理に係る貴社の事務の代行等）を行います。

③弊社は、保険契約の締結、保険契約の変更・解除の申出の受領、保険料の領収若しくは返
還、保険契約についての告知・通知の受領、事故の際の保険会社のでん補責任の有無の判
断及びてん補額の決定や保険証券の発行の業務について、保険会社から委託を受けており
ませんので、これらの業務を行うことはできません。

したがって、例えば、申込み保険契約は、保険会社はその申込みを承諾したときに成立し、
保険契約についての告知又は通知は、保険会社に到達したときに有効となります。また、
保険料は、保険会社に入金されたときにお支払いがなされたものとなります。

④弊社の取扱う保険契約の種類は損害保険契約と生命保険契約です。

(3) 弊社の賠償責任

弊社の行う仲介に関し、弊社がその義務を果たさなかったときにより、貴社に損害を与え、弊社に法律上の賠償責任義務が生じた場合には、弊社はその損害を賠償いたします。この場合、保険会社には一切責任がありません。

(4) 仲介手数料

弊社の仲介により成立した保険契約に係る仲介手数料は保険会社から受領し、貴社に対しては請求いたしません。

(5) 貴社の自己責任について

貴社が選択される保険商品および保険会社の最終決定については、弊社の義務の履行に欠陥がない限り、貴社の責任となりますので、お含み置き下さい。

(6) 「保険仲立人登録簿」の縦覧について

弊社の保険仲立人としての登録の有無を確認するため、貴社は各財務局（事務）に備え付けている「保険仲立人登録簿」を縦覧することができます。

(7) 弊社の守秘義務

弊社が業務を行うにあたり貴社より入手した情報については、みだりに他に使用いたしません。

(8) 担当者

弊社における貴社の担当は とさせていただきます、宜しくお願い申し上げます。

以上

年 月 日

顧客(保険契約者) 御中
引受保険会社 御中

(保険仲立人会社)

商号又は名称:

印

住所:

登録番号:

(取扱保険仲立人名)

(資格証番号)

結約書(No.〇〇〇〇〇〇)

当社による保険契約の締結の媒介の結果、下記の契約が成立いたしましたので、ここに本書の交付をもって、その内容・条件をご通知申し上げます。

つきましては、本書記載事項のすべてについて、貴社のご依頼内容と合致しているかご検証のほどお願い申し上げます。また、修正すべき事項がある場合は、直ちに、当社までご連絡くださるようお願い申し上げます。

記

1. 保険契約者及び被保険者並びに保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名及び住所
2. 引受保険者の商号又は名称及び住所
3. 保険契約締結の年月日
4. 保険契約の種類及び補償並びに免責事項等の内容
5. 保険の目的あるいは対象
6. 保険価額を定めたときはその価額及び評価基準
7. 保険金額及び複数の保険者が共同して引き受けるときは、各保険者の引受割合
8. 保険料及びその支払方法
9. 保険期間を定めたときはその始期及び終期

上記のとおりで相違ありません。

(保険契約者)

保険契約者名:

印

(引受保険会社)

引受保険会社名:

印

日付

関係者各位

住 所
会社名
電話番号

印

指 名 状

当社は、 年 月 日付をもって、 _____ を当社の
下記保険契約に関する保険仲立人に指名いたしました。これにより本指名状の効力は、下記
内容の通りであることを確認いたします。

記

1. 指名状の取扱い

当社の本状の発行により、本状発行日以前の当社の指定した保険プログラムに関する保
険仲立人指名は効力を失い、本状による指名は当社からの書面による撤回が行われるまで
全面的な効力を有するものとします。当社は本指名状の発行日以降、指名社以外の保険仲
立人、保険代理店、保険募集人及び保険会社からの下記保険プログラムに関する提案を受
け付けません。

指名保険仲立人は、保険会社およびその関係者から指名状の提出を求められた場合は、
保険会社およびその関係者に本状の写しを提供することができます。

2. 指名状の効力

① 当社は当該保険プログラムに関し、当社の新規保険契約又は既存保険契約の保険種目
の「保険条件の求率」、「確認」、「変更」、「異動」、「解約」及び「保険料の取次ぎ」の
交渉権限を保険仲立人に与え、かつ、当社担当窓口として承認していることを確認し
ます。

② 当社は、貴社が保険仲立人に、当該保険プログラムに関する現在の保険契約の内容、
保険料率、保険料算定方式、返戻金算出、リスク調査書、事故受付簿、既払いあるい
は未払い保険金の状況、被保険者負担額又は財務上の資料等のあらゆる情報を提供す
ることを承認します。

3. 被指名保険仲立人の責任

保険仲立人は、当該保険プログラムに関する自らの調査結果の報告及び必要に応じた勸
告を行い、当社がこれを受領するまでの間は、当該保険プログラムの欠陥にかかわる一切
の責任を負わないものとします。

4. 第三者への開示

当社は、貴社に対し、当社の保険関連資料及び情報の第三者への提供及び開示を行わな
いよう指示いたします。

5. 指定保険プログラム

以 上

